

相続税の試算の前に、確認しておくこと。

※本冊子は平成27年4月1日現在の法令に基づき作成しています。
 ※実際の相続税の算出にあたっては、必ず税理士等専門家にご確認をいただきますようお願い申し上げます。

1 相続財産の評価方法

(1) 金融資産

種類	評価方法			
現金	額面			
預貯金	相続開始日の残高+(相続開始日までの利息-源泉所得税)			
有価証券	上場株式 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;"> 相続開始日の終値 // 月の終値の平均額 // 前月の終値の平均額 // 前々日の終値の平均額 </td> <td style="border: none; font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="border: none; vertical-align: middle;">のうち、最も低い価格</td> </tr> </table>	相続開始日の終値 // 月の終値の平均額 // 前月の終値の平均額 // 前々日の終値の平均額	}	のうち、最も低い価格
	相続開始日の終値 // 月の終値の平均額 // 前月の終値の平均額 // 前々日の終値の平均額	}	のうち、最も低い価格	
非上場株式	① 類似業種比準価額方式 ② 純資産価額方式 ③ ①と②の併用方式 ④ 配当還元方式			
公社債・信託	発行価額または券面額を、利払期や償還期限までの日数等により調整			

(2) 土地

土地の基礎評価	土地の基礎評価は、実際の宅地の状況に合わせて補正した路線価に、土地の面積をかけて算出します。 基礎評価額 = 路線価(必要に応じて補正) × 地積
貸宅地の評価	土地を貸している貸宅地(底地)や、建物を貸している貸家建付地については、土地所有者が土地の利用や処分に制限をかけることから、基礎評価から一定の割合で評価額が減額されます。 貸宅地の評価額 = 基礎評価額 × (1 - 借地権割合) 貸家建付地の評価額 = 基礎評価額 × {1 - (借地権割合 × 借家権割合)}

(3) 建物

建物の評価額	固定資産税評価額 × 1.0
貸家の評価額	固定資産税評価額 × (1 - 借家権割合)

(4) その他の財産

生命保険金	保険金 - (500万円 × 法定相続人数)
死亡退職金	退職金 - (500万円 × 法定相続人数)
ゴルフ会員権	相続開始日の取引相場の70%
書画骨董等	売買実例や精通者の意見をもとに評価
事業用動産	調達価額または定率法により未償却残高
家庭用財産	調達価額

2. 評価減の特例と加算・精算すべき財産

(1) 小規模宅地等の減額特例

自宅や自ら事業を営む土地(借地権含む)については、相続人の生活基盤維持のために不可欠な財産であることから、「小規模宅地等の評価減の特例」が認められています。

条件	適用面積	適用額
A. 特定事業用宅地等に適用する場合	合計400㎡以下の部分	80% 減額
B. 特定居住用宅地等に適用する場合	合計330㎡以下の部分	80% 減額
C. 貸付事業用宅地等に適用する場合	合計200㎡以下の部分	50% 減額

(2) 3種類の小規模宅地等の減額特例の併用

被相続人が、ご自宅、事業用不動産、貸付用不動産を所有している場合には、両方の土地に特例を適用できる場合があります。

【A. 特定事業用宅地等 + B. 特定居住用宅地等 の併用】

$$A. \text{特定事業用宅地等 適用面積 最大400㎡} + B. \text{特定居住用宅地等 適用面積 最大330㎡} \Rightarrow \text{最大730㎡に適用可能}$$

【A. 特定事業用宅地等 + B. 特定居住用宅地等 + C. 貸付事業用宅地等 の併用】

$$\left[A. \text{特定事業用宅地等 適用面積 最大400㎡} \times \frac{200}{400} \right] + \left[B. \text{特定居住用宅地等 適用面積 最大330㎡} \times \frac{200}{330} \right] + C. \text{貸付事業用宅地等 適用面積 最大200㎡} \leq 200\text{㎡の範囲まで 適用可能}$$

(3) 債務控除等

被相続人の債務と葬儀費用は、相続財産から控除することができます。

(4) 相続時精算課税制度を選択した場合の贈与

贈与税の課税制度には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合には、相続時精算課税を選択することができます。

「相続時精算課税制度」とは、名前の通り、相続発生に、生前の贈与税を精算するという制度です。贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなった時に、贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額の合計を基に計算した相続税額から、すでに納めた贈与税額を控除することができます。

贈与年分	贈与財産額	贈与類型額	贈与税額
	千円	千円	千円
	千円	千円	千円
	千円	千円	千円
	千円	千円	千円
	千円	千円	千円
	計	千円	計 千円

< 贈与税額の計算 >

■ 贈与税累計額が2,500万円までの場合
 ⇒ 非課税

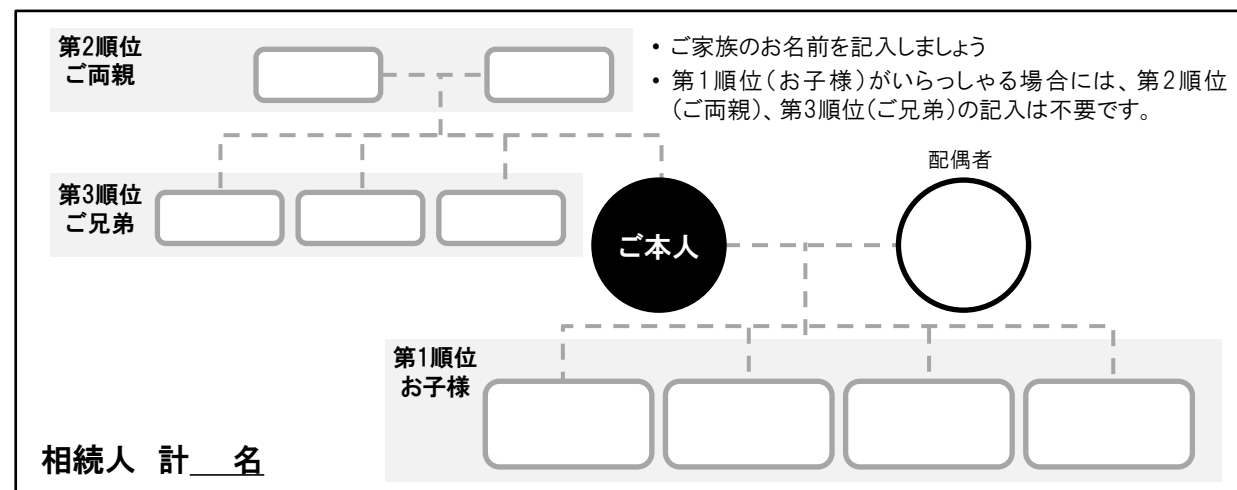
■ 贈与税累計額が2,500万円を超えた場合
 ⇒ 税率20%

(5) 贈与財産の加算と税額控除(暦年課税)

被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受けた財産があるときには、相続税の課税価格に贈与額を合算して相続税額が計算されます。また、対象となる贈与において納めた贈与税がある場合は、相続税から控除されます。

3. 法定相続人と基礎控除の確認

(1) 我が家の家系図



(2) 基礎控除額

相続人の合計人数を確認して、基礎控除額を確認しましょう

$$3,000\text{万円} + \left(600\text{万円} \times \underline{\hspace{2cm}} \text{名} \right) = \boxed{\hspace{2cm}} \text{万円}$$

相続税の試算をしてみましょう！

※本冊子は平成27年4月1日現在の法令に基づき作成しています。
 ※実際の相続税の算出にあたっては、必ず税理士等専門家にご確認をいただきますようお願い申し上げます。

(1) 相続財産 一覧

財産明細		金額	内訳
金融資産	現預金等	千円	<A>金融資産等明細表より
	その他	千円	生命保険等
		千円	
不動産	土地	千円	土地評価額計算表より
	建物	千円	<C>建物評価額計算表より
		千円	
小規模宅地の評価減特例	ア)特定事業用	千円	▲80% ≤ 400㎡
	イ)特定居住用	千円	▲80% ≤ 330㎡
	ウ)貸付事業用	千円	▲80% ≤ 200㎡
	※ア～ウの選択	千円	
加算・精算	債務控除等	千円	
	相続精算贈与	千円	
	3年内生前贈与	千円	
		千円	
合計		千円	

<A> 金融資産等明細表

預託先・発行先	①市場価格 (※1)	②単価	③評価額 (=①×②)
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

 土地評価額計算表

所在地番	①路線価 (※2)	②土地面積	③基礎評価額 (=①×②)	利用区分	④借地権割合	⑤借家権割合	財産評価額
	千円/㎡	㎡	千円		%	%	千円
	千円/㎡	㎡	千円		%	%	千円
	(坪)	㎡	千円				千円

<C> 建物評価額計算表

所在	①固定資産税評価額 (※3)	②借家権割合	③評価額 (=①×②)
	千円	%	千円
	千円	%	千円
	千円		千円

※1 預貯金額は作成日の残高、株価等は作成日の終値等を記入する
 ※2 国税庁HPから毎年の路線価をチェックする
 ※3 都道府県から送られる「固定資産税通知書」の数字を転記する

(2) 相続税額の計算

課税価格の合計 《甲》		遺産に係る基礎控除 《乙》		課税遺産額 《甲－乙》	
千円		30,000千円＋ (6,000千円×法定相続人数____人) ＝_____千円		千円	
法定相続人	法定相続分	<D> 法定相続分に応ずる 取得金額(※1)	相続税の基となる 金額(※2)	<E> 税率	控除額
	/	千円	千円		千円
	/	千円	千円		千円
	/	千円	千円		千円
	/	千円	千円		千円
合計	人 1	相続税の総額		円	
		★配偶者の税額軽減		円	…最大1/2
		相続税の実負担額		円	

<D> 法定相続人と法定相続分

相続人	法定相続分	留意点
配偶者と子の場合	配偶者 1/2	①子が数人あるときは、相続分は均分(頭割り)となる。 ②非婚出子の相続分は婚出子の1/2となる。
	子 1/2	
配偶者と直系尊属の場合	配偶者 2/3	直系尊属が数人あるときは、相続分は均分となる。
	直系尊属 1/3	
配偶者と兄弟姉妹の場合	配偶者 3/4	①兄弟姉妹が数人あるときは、相続分は均分となる。 ②父母の一方を同じくする兄弟姉妹(半血兄弟姉妹)の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹(全血兄弟姉妹)の1/2となる。
	兄弟姉妹 1/4	

<E> 相続税率の早見表

法定相続人の取得金額	税率	控除額	法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0千円	2億円以下	40%	17,000千円
3,000万円以下	15%	500千円	3億円以下	45%	27,000千円
5,000万円以下	20%	2,000千円	6億円以下	50%	42,000千円
1億円以下	30%	7,000千円	6億円以上	55%	72,000千円

<F> 配偶者の税額軽減

被相続人の配偶者が取得する財産については、法定相続分に相当する金額、または1億6,000万円のいずれか大きい価額まで納付税額が算出されません。

(※1)

(※2) 法定相続額に累進税率を乗じた金額(百円未満切捨)